

実質的支配者リスト制度のご案内

令和4年1月

佐賀地方法務局

実質的支配者リスト制度について

株式会社の申出により、商業登記所が、当該株式会社が作成した実質的支配者（Beneficial Owner）リスト（実質的支配者について、その要件である議決権の保有に関する情報を記載した書面をいう。）について、所定の添付書面により内容を確認して、その写しを発行する制度（以下「本制度」という。）です

制度の必要性

国際的要請

FATF勧告24：
権限ある当局が、適時に、法人の実質的支配者について、十分に正確かつ時宜を得た情報を入手、アクセスできることを確保

国内的要請

我が国では、法令等の要請に従い、銀行等の特定事業者が顧客の実質的支配者を確認
銀行業界からは、法人の継続的な実質的支配者把握の取組を求める声が多く

実質的支配者リストとは

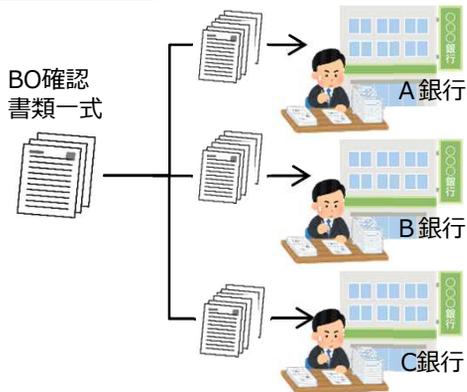
法人の議決権の総数の4分の1を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人等（犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）第4条第1項第4号、同法施行規則（以下「犯収規則」という。）第11条第2項）



本制度の実施により法人の実質的支配者の把握促進
⇒ **法人の透明性向上・悪用防止**

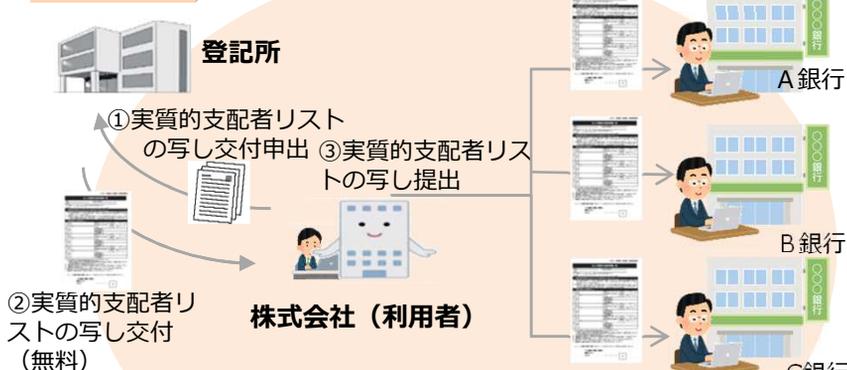
制度の概要

● 現行



取引時等に各銀行で個別に実質的支配者確認

● 新制度



統一基準に基づく登記官による確認
これに裏付けられた信用度の高い実質的支配者リストの写し交付

国際的評価向上 取引の円滑化 社会全体のコスト低減



令和4年1月31日から運用開始

実質的支配者リスト制度の対象

対象となる法人

資本多数決法人である**株式会社及び特例有限会社**が対象

※ 他の資本多数決法人（犯収規則第11条第2項参照）は対象外

対象となる実質的支配者該当事由

以下の①から④までの実質的支配者該当事由（犯収規則第11条第2項）のうち、**①及び②（同項第1号）が対象**

本制度の対象

議決権の50%超を直接・間接に保有する自然人がいる

YES

① 当該自然人

（当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合を除く。）

NO

議決権の25%超を直接・間接に保有する自然人がいる

YES

② 当該自然人

（当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合を除く。）

NO

出資，融資，取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響を有する自然人がいる

YES

③ 当該自然人（対象外）

（同項第2号）

NO

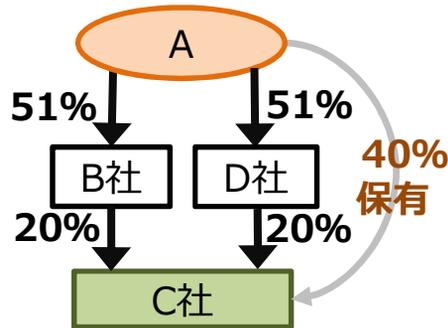
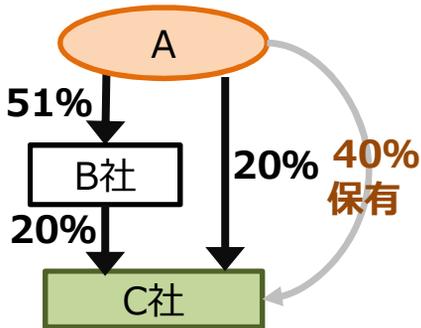
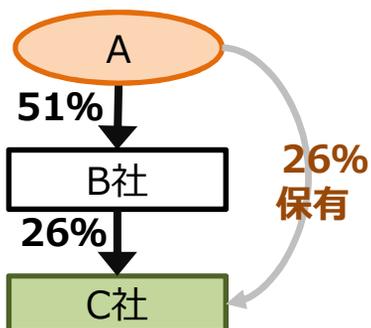
④ 法人を代表し，業務を執行する自然人（対象外）

（同項第4号）

※ 持分会社（同項第3号）は本制度の対象外

※ 国，地方公共団体，上場会社等は，自然人とみなされる（同条第4項）。

【参考】間接保有の例



実質的支配者リスト制度の手続の流れ

実質的支配者リストの保管及び写しの交付の流れ

① 申出
(会社の代表者又は代理人)

①-1 実質的支配者リストの作成

実質的支配者リスト **→ P4 参照** を作成する。

①-2 申出書の作成

申出書 **→ P6 参照** を作成する。

①-3 添付書面を用意

添付書面 **→ P7 参照** を用意する。

①-4 申出書の提出

申出する会社の本店所在地を管轄する法務局に提出する。

※ 手数料無料，郵送による申出も可能

② 確認・交付
(登記所)

②-1 登記官による確認，実質的支配者リストの保管

登記官が申出内容を確認し，問題がなければ，実質的支配者リストを保管する。

②-2 認証文付きの実質的支配者リストの写しの交付

認証文付きの実質的支配者リストの写しを交付する。

→ P9 参照

③ 利用

③ 銀行等に提出

実質的支配者リストの写しを銀行等に提出する。

※ 必要に応じて，再交付の申出も可能 **→ P11 参照**

実質的支配者リスト（みほん（1 / 2））

（日本産業規格A列4番）

実質的支配者情報一覧

（商号） 第一電気機器株式会社

（会社法人等番号） 0000-00-000000

（本店） 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号

（作成年月日） 令和4年10月1日

（作成者（代表者）） 法務 太郎

以下の情報は、令和4年10月1日現在の実質的支配者情報である。

実質的支配者の該当事由(①又は②のいずれかの左側の口内に✓印を付けてください。)(※1)

- ① 会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人（この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。）：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯取法施行規則」という。）第11条第2項第1号参照
- ② ①に該当する者がいない場合は、会社の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人（この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合又は他の者が会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する場合を除く。）：犯取法施行規則第11条第2項第1号参照

実質的支配者の本人特定事項等(※2, ※3)

番号	住所	フリガナ	氏名(※6)	国籍等	生年月日	議決権割合	備考
1番	東京都文京区目白台一丁目21番5号	フリガナ ホウム タロウ	法務 太郎	国籍等 <u>日本</u> その他 (※4)	生年月日 <u>昭和56年12月18日</u> 日生	議決権割合	30% (間接保有) 有・無(※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
				実質的支配者該当性の添付書面	申出会社の株主名簿の写し		
				実質的支配者の本人確認の書面	運転免許証の写し		
2番	東京都杉並区和泉一丁目1番1号	フリガナ オツノ ハナコ	乙野 花子	国籍等 <u>日本</u> その他 (※4)	生年月日 <u>昭和60年10月15日</u> 日生	議決権割合	26% (間接保有) 有・無(※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
				実質的支配者該当性の添付書面	申出会社の株主名簿の写し		
				実質的支配者の本人確認の書面	なし		
3番	東京都豊島区池袋四丁目3番1号	フリガナ ハイノ サブロウ	丙野 三郎	国籍等 <u>日本</u> その他 (※4)	生年月日 <u>昭和38年11月12日</u> 日生	議決権割合	26% (間接保有) 有・無(※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
				実質的支配者該当性の添付書面	申出会社の株主名簿の写し、C社の株主名簿の写し		
				実質的支配者の本人確認の書面	なし		

※1 ①の50%及び②の25%の計算は、次に掲げる割合を合計した割合により行う（犯取法施行規則第11条第3項）。

- (1) 当該自然人が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合
 (2) 当該自然人の支配法人（当該自然人がその議決権の総数の50%を超える議決権を有する法人をいう。この場合において、当該自然人及びその一若しくは二以上の支配法人又は当該自然人の一若しくは二以上の支配法人が議決権の総数の50%を超える議決権を有する他の法人は、当該自然人の支配法人とみなす。）が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合
- ※2 「住所、氏名」欄には、①の場合は、該当する者1名を記載し、②の場合は、該当者全員を記載する。
 ※3 犯取法施行規則第11条第4項によって、上場企業等及びその子会社は自然人とみなされるので、上記自然人の「住所、氏名」欄に、その「住所、名称」を記載する。
 ※4 「国籍等」欄は、日本国籍の場合は「日本」を○で囲み、日本国籍を有しない場合は「その他」を○で囲んで具体的な国名等を（ ）内に記載する。
 ※5 議決権の全部又は一部を間接保有する場合には「有」を、全部直接保有する場合には「無」を○で囲む。
 ※6 外国人の氏名は、アルファベットで表記（漢字圏の外国人の氏名については漢字との併記可）し、フリガナをカタカナで表記する。

注意書き従って、必要事項を記載してください。また、訂正印等による修正はできませんので、誤りがある場合は改めて作成してください。

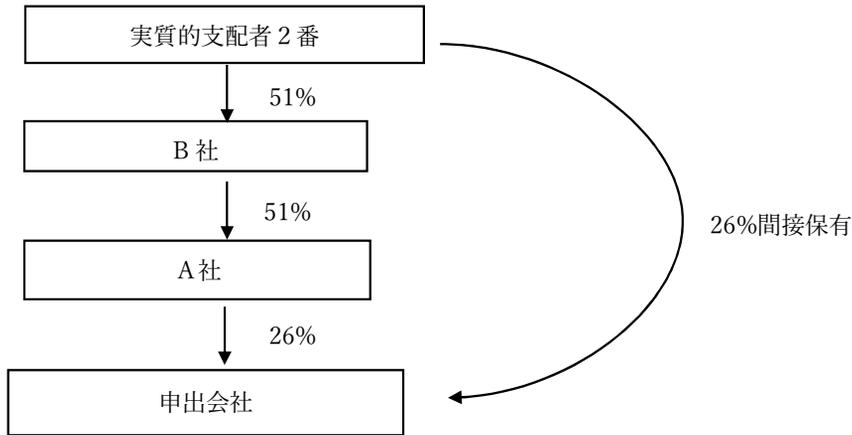
実質的支配者リスト（みほん（2 / 2））

(別紙)

(日本産業規格 A 列 4 番)

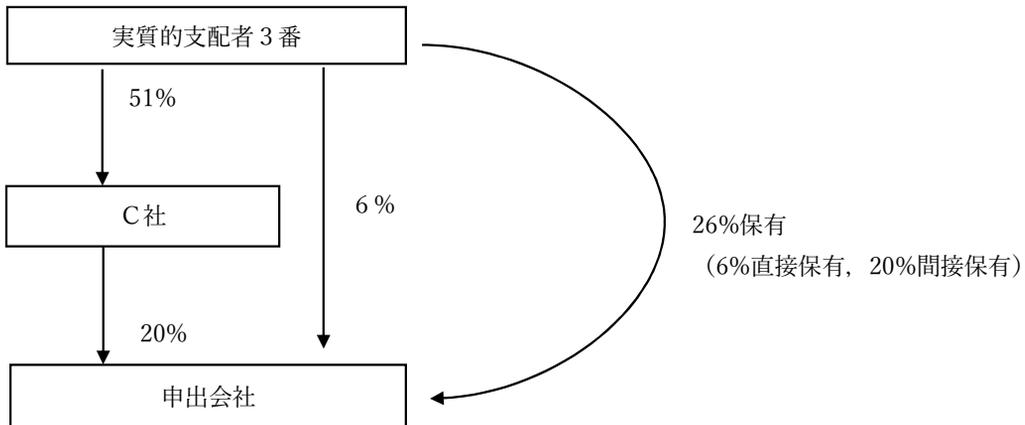
実質的支配者の番号 2番

(支配関係図)



実質的支配者の番号 3番

(支配関係図)



※ 間接保有がある場合には、本書面の作成が必要です。

申出書 (みほん)

実質的支配者情報一覧の保管及び写し交付申出書

(補完年月日 令和 年 月 日)

申出年月日	令和4年10月1日	実質的支配者情報番号	-
会社法人等番号	0000-00-000000		
商号	第一電気機器株式会社		
本店	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号		
申出人の表示	住所 東京都文京区目白台一丁目21番5号 資格 代表取締役 氏名 法務 太郎 連絡先 000-0000-0000		
代理人の表示	住所 氏名 連絡先 -		
必要な写しの通数・交付方法	7 通 (<input checked="" type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送) 郵送の場合は、宛先(※2)を記載した返信用封筒及び郵便切手が必要です。 ※1 申出書には、申出書(委任による代理人によって申出をする場合にあっては、当該代理人の権限を証する書面)に申出会社の代表者が登記所に提出した印鑑が押印されている場合を除き、申出書に記載されている申出会社の代表者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(当該申出会社の代表者が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。)を添付する必要があります。 ※2 郵送の場合、会社の本店、申出人(又は代理人)の表示欄にある住所のうち、希望する送付先に送付します。返信用封筒には、該当の送付先を記載してください。		
利用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 金融機関への提出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
上記の法人の申出日前1か月以内の日における実質的支配者情報一覧を別添のとおり提出し、上記通数の実質的支配者情報一覧の写しの交付を申出します。 申出の日から1か月以内に実質的支配者情報一覧の写しを受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。			
(申出会社の本店所在地を管轄する登記所)		(地方) 法務局	宛て

会社の実印の押印または※1の本人確認書面が必要です。

受領	確認1	確認2	スキャナ・入力	交付

交付方法 窓口交付 送付 (本店 申出人の住所 代理人の住所)

添付書面（1 / 2）

1 実質的支配者リストの内容を証する書面

～添付を要する書面～

	書面の名称
①	申出会社の申出日における株主名簿の写し ※ 株主名簿の写しに代えて、申告受理及び認証証明書（公証人発行、設立後最初の事業年度を経過していない場合に限る。）又は法人税確定申告書別表二の明細書の写し（申出日の属する事業年度の直前事業年度に係るもの）を添付することも認められる。
②	合致していない理由を明らかにする書面 ※ 実質的支配者リストの記載と①の書面の記載とで内容が合致しない場合には、その理由を記載した代表者作成に係る書面の添付を要する。

～添付することができる書面～

以下の書面は、添付しなくてもよいが、任意に添付した場合には、実質的支配者リストの確認資料となるもの。

	書面の名称
③	支配法人の申出日における株主名簿の写し（④に該当する場合は④の書面とセットで添付） ※ 支配法人とは、実質的支配者が議決権の総数の50%超の議決権を有する法人をいう（犯収法施行規則第11条第3項第2号参照）。 ※ 支配法人の株主名簿の写しに代えて、申告受理及び認証証明書（公証人発行、設立後最初の事業年度を経過していない場合に限る。）又は法人税確定申告書別表二の明細書の写し（申出日の属する事業年度の直前事業年度に係るもの）を添付することも認められる。
④	合致していない理由を明らかにする書面 ※ 実質的支配者リストの記載と③の書面の記載とで内容が合致しない場合には、その理由を記載した代表者作成に係る書面の添付を要する。
⑤	実質的支配者の本人確認の書面 ※ 実質的支配者の氏名及び住居と同一の氏名及び住居が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該実質的支配者が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。） 【具体例】運転免許証の表裏両面のコピー、住民票の写し 等

※①、③及び⑤を添付する場合は、**実質的支配者リストの添付書面欄（「実質的支配者該当性の添付書面」又は「実質的支配者の本人確認の書面」欄）に記載が必要です。**

②及び④は、添付しても実質的支配者リストの添付書面欄には記載しません。

添付書面（2 / 2）

2 代理権限を証する書面

代理人によって申出をする場合に添付を要する。

3 申出会社の代表者の本人確認書面

【保管及び写しの交付の場合】

申出書又は委任状に代表者印が押印されている場合を除き、申出書に記載した申出会社の代表者の氏名・住所を確認することができる本人確認書面の添付を要する。

【再交付の場合】

次の①②の場合を除き、申出書に記載した申出会社の代表者の氏名・住所を確認することができる本人確認書面の添付を要する。

- ① 申出書又は委任状に代表者印が押印されている場合
- ② 申出会社の本店の所在場所に宛てて送付する方法により写しの交付を求める場合

～本人確認書面の具体例～

- ◆ 運転免許証の表裏両面コピー（※）
- ◆ マイナンバーカードの表面のコピー（※）
- ◆ 住民票記載事項証明書（住民票の写し） など

※ 原本と相違ない旨を記載し、申出会社の代表者が記名したもの

※ 送付の方法により写しの交付を求める場合には、送付先を記載した返信用封筒と切手が必要です。

実質的支配者リストの写し（みほん（1 / 2））

実質的支配者情報番号：●●●●●-●●●●●-●●●●●●●●●●

(日本産業規格A列4番)

実質的支配者情報一覧

(商号) 第一電気機器株式会社 (会社法人等番号) 000

(本店) 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号

(作成年月日) 令和4年10月1日 (作成者(代表者)) 法務 太郎

実質的支配者リストは、登記所において唯一の番号により保管・管理されます。

以下の情報は、令和4年10月1日 現在の実質的支配者情報である。

実質的支配者の該当事由(①又は②のいずれかの左側の口内に✓印を付してください。)(※1)

実質的支配者リストの写しは、偽造防止措置の施された専用紙で作成されます。

- ② ①に該当する者がいない場合は、会社の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人（この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合又は他の者が会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する場合を除く。）：犯取法施行規則第11条第2項第1号参照

実質的支配者の本人特定事項等(※2, ※3)						
1番	住居	東京都文京区目白台一丁目21番5号	国籍等	日本() その他(※4)	議決権割合	30% (間接保有)有()無() (※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
	フリガナ	ホウム タロウ	生年月日	昭和()平成()西暦() 56年12月18日生		
	氏名(※6)	法務 太郎		実質的支配者該当事由の添付書面	申出会社の株主名簿の写し	
				実質的支配者の本人確認の書面	運転免許証の写し	
2番	住居	東京都杉並区和泉一丁目1番1号	国籍等	日本() その他(※4)	議決権割合	26% (間接保有)有()無() (※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
	フリガナ	オツノ ハナコ	生年月日	昭和()平成()西暦() 60年10月15日生		
	氏名(※6)	乙野 花子		実質的支配者該当事由の添付書面	申出会社の株主名簿の写し	
				実質的支配者の本人確認の書面	なし	
3番	住居	東京都豊島区池袋四丁目3番1号	国籍等	日本() その他(※4)	議決権割合	26% (間接保有)有()無() (※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
	フリガナ	ヘイノ サブロウ	生年月日	昭和()平成()西暦() 38年11月12日生		
	氏名(※6)	丙野 三郎		実質的支配者該当事由の添付書面	申出会社の株主名簿の写し、C社の株主名簿の写し	
				実質的支配者の本人確認の書面	なし	

※1 ①の50%及び②の25%の計算は、次に掲げる割合を合計した割合により行う(犯取法施行規則第11条第3項)。

- (1) 当該自然人が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合
(2) 当該自然人の支配法人(当該自然人がその議決権の総数の50%を超える議決権を有する法人をいう。この場合において、当該自然人及びその支配法人の議決権の総数が当該会社の議決権の総数に占める割合を記載する。)

以下のとおり、申出日を含んだ認証文、一覧の写しの発行日、登記所名等、登記官印、注意事項が印字されます。

頁番号及び総頁数が振られます。

これは、令和4年10月1日に申出のあった当局保管に係る実質的支配者情報一覧の写しである。

令和●●年●●月●●日

●●法務局

登記官

○ ○ ○ ○

印

(注) これは、会社において作成した実質的支配者情報一覧について、登記官が各添付書面欄記載の書面と整合することを確認して保管を行ったものの写しであり、記載されている内容が事実であることを証明するものではない。

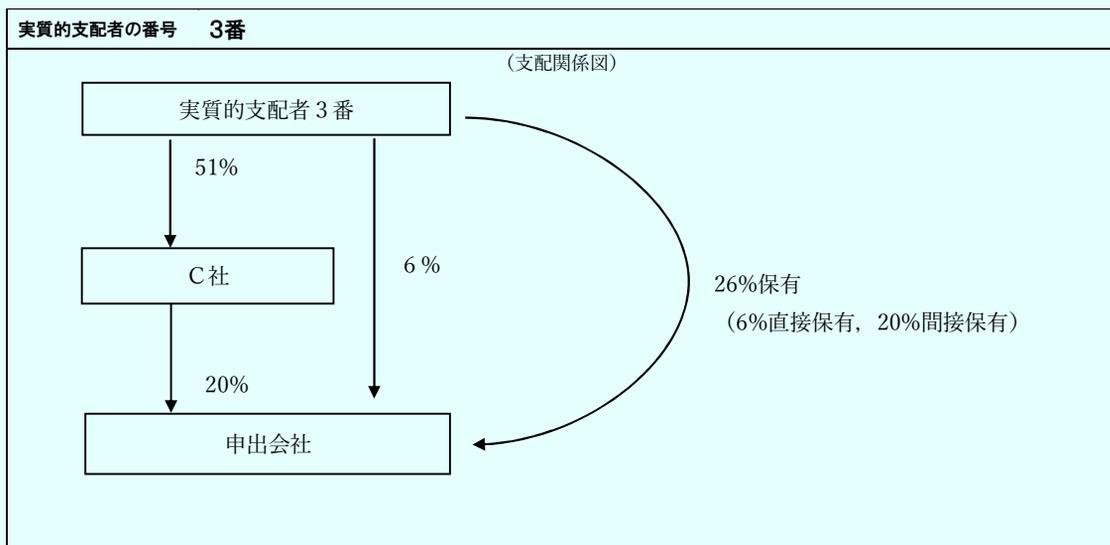
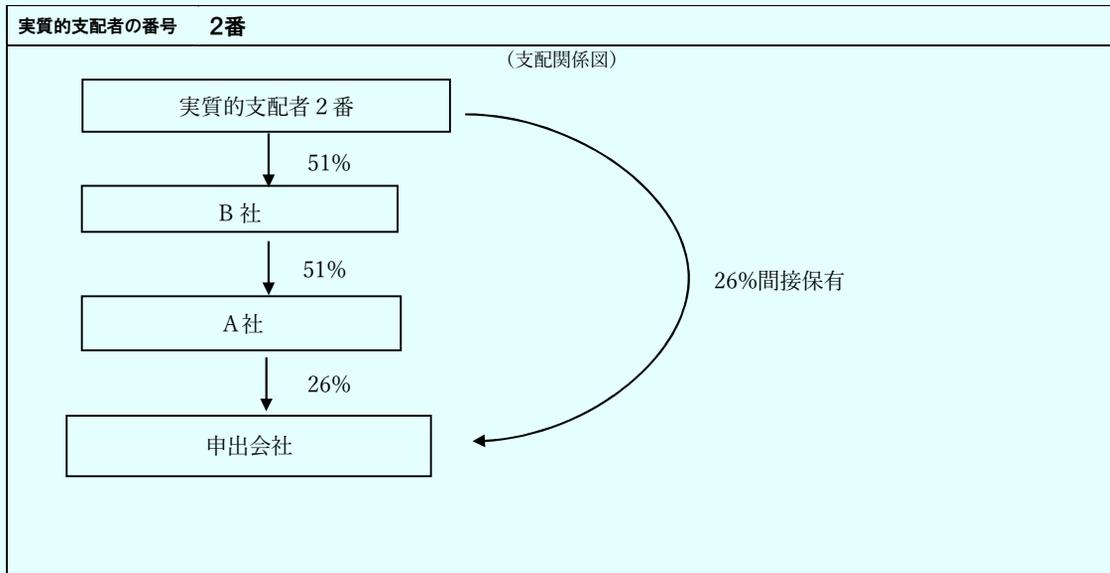
整理番号 ●●●●●● 1 / 2

実質的支配者リストの写し（みほん（2 / 2））

実質的支配者情報番号：●●●●-●●●●-●●●●●●●●

(別紙)

(日本産業規格A列4番)



再交付申出書（みほん）

実質的支配者情報一覧の写し再交付申出書

申出年月日	令和4年11月1日	実質的支配者情報番号	-
会社法人等番号	0000-00-000000		
商号	第一電気機器株式会社		
本店	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号		
申出人の表示	住所 東京都文京区目白台一丁目21番5号 資格 代表取締役 氏名 法務 太郎 連絡先 000-0000-0000		
代理人の表示	住所 氏名 連絡先 - -		
必要な写しの通数・交付方法	<p>1 通 (<input checked="" type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送)</p> <p>郵送の場合は、宛先(※2)を記載した返信用封筒及び郵便切手が必要です。</p> <p>※1 次の①又は②のいずれかに該当する場合には、窓口で受け取ることができます。</p> <p>① 申出書に記載されている申出をした株式会社の代表者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(当該申出をした株式会社の代表者が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。)が添付されている。</p> <p>② 申出書(委任による代理人によって申出をする場合にあっては、当該代理人の権限を証する書面)に申出をした株式会社の代表者が登記所に提出した印鑑が押印されている。</p> <p>※2 郵送の場合、※1の①又は②のいずれかに該当するときは、会社の本店、申出人(又は代理人)の表示欄にある住所のうち、希望する送付先に送付し、いずれにも該当しないときは、会社宛てに送付します。返信用封筒には、該当の送付先を記載してください。</p>		
利用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 金融機関への提出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
<p>上記通数の実質的支配者情報一覧の写しの再交付を申出します。</p> <p>申出の日から1か月以内に実質的支配者情報一覧の写しを受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。</p> <p>(申出をした株式会社の本店所在地を管轄する登記所) (地方) 法務局 宛て</p>			

会社の実印の押印または※1①の本人確認書面が必要です。(会社宛郵送の場合はどちらも不要です。※2参照)

受領	確認	交付

※ 添付書類については、8頁を御覧ください。

交付方法	<input type="checkbox"/> 窓口交付	<input type="checkbox"/> 送付 (<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 申出人の住所 <input type="checkbox"/> 代理人の住所)
------	-------------------------------	---